

GDPR：欧州データ保護会議によるヘルシンキ声明

－EU レベルでのテンプレートの検討等の規制遵守の容易化など、近時のデジタル規制の簡素化によるイノベーションの促進の動向に沿った新たな動き－

ヨーロッパ & データ保護ニュースレター

2025 年 8 月 7 日号

執筆者:

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

山崎 礼夏都

r.yamazaki@nishimura.com

2025 年 7 月 2 日、欧州データ保護会議は、新たなイニシアティブについて合意し、ヘルシンキ声明として公表した¹。今後、①GDPR 遵守の容易化の促進、②幅広い利害関係者との対話の強化、③データ保護監督当局による適用と執行の一貫性の強化、④新たなデジタル規制の環境下での規制横断的な協力の発展について検討する。2025 年に入って、欧州委員会は、デジタル規制の簡素化によるイノベーションの促進を打ち出し、GDPR との関係でも、オムニバス法案 IV による簡素化の提案を行っている(これらについては、[ヨーロッパニュースレター2025 年 5 月 28 日号](#)、及び、[ヨーロッパ & データ保護ニュースレター2025 年 6 月 9 日号](#)を参照)。今回の声明は、EU 市民の価値観と個人の基本権を確保し、人間中心の個人データの利用を支援するに際してデータ保護に重要な役割があることを強調しつつも、GDPR の運用面で、規制遵守を容易にする(①)とともに、広く意見を聞きつつ(②)、規制の執行を効率化する(③④)ことで、イノベーションの促進と競争力の強化を目指す動きと評価できる。以下では、①③④の内容を紹介する。

1. GDPR 対応容易化のための新ツール

GDPR 対応容易化のための新ツールとして、以下の検討が示唆されている。

- 加盟国レベルで実施済みの取組みに基づきつつ、その取組みを EU レベルで調和させた、組織向けのすぐに利用可能なテンプレート集
- データ保護監督当局向けのデータ侵害通知用の共通テンプレート(データ侵害通知を連続して行うことや組織の負担軽減を目的とするとともに、EU レベルでの規制当局間の通知ソリューションの実現を支援する)
- 組織が主要な義務を理解するための直接的で使いやすいリソース(チェックリスト、手順書、FAQ など)

現在、EU 各国のデータ保護監督当局への通知は、言語、通知方法及び通知項目が国ごとに異なるため、国ごとにその内容を確認の上で、通知を作成する必要がある。また、複数のデータ保護監督当局への通知が必要となる場合には、国ごとに報告する内容が異なるため、それらを網羅する形で情報収集を行うとともに、

¹ European Data Protection Board, *The Helsinki Statement on Enhanced Clarity, Support and Engagement* (July 2, 2025), available at https://www.edpb.europa.eu/system/files/2025-07/edpb-statement-20250702-enhanced-clarity-support-engagement_en_0.pdf.

国別に異なるフォーマットで通知のための文書を作成する必要があり、負担は大きい。共通テンプレートは、上記の負担を軽減するのに大いに役立つと思われる。

2. データ保護監督当局による GDPR の適用及び執行の一貫性

データ保護監督当局による GDPR の適用及び執行の一貫性を強化するため、以下の検討が示唆されている。

- 優先されるべきイシューについて、各国のガイダンス、決定、判決などにおいてデータ保護監督当局が採用している見解を収集し、「判例」形式の刊行物として公表することで、組織がデータ保護監督当局の具体的な見解を理解しやすくする
- ガイドラインの有効性及び一貫した適用を確保するための定期的なフォローアップを実施し、適切な場合にはガイドラインの見直し及び対象を絞った協調的な執行措置・戦略を通じた対応を行う
- 各国のガイダンスと欧州データ保護会議のガイダンスとの間に不整合が確認された場合、整合性確保に向けて継続的に取り組む
- ワンストップショップメカニズムが適用されない場合でも、共通の実務、手法、ツール及び対応を策定することにより、執行の更なる調和を図る
- 国境をまたぐ戦略的な課題が発生した場合に、一貫性を設計段階から確保するため、データ保護監督当局は EU としての見解の準備を優先的に行う

3. 他の規制当局との交流

欧州データ保護会議は、新たな規制横断的な環境を支援するため、他の規制当局との交流をより積極的に推進し、これを自らの優先事項及び手続の中に組み込む一方で、個人データ保護に関して整合性及び一貫性のある保護措置を確保する。この取組みには、以下の点が含まれる。

- 異なる法的枠組みの適用の一貫性を確保するため、適切な場合には他の規制当局と共同のガイドラインを準備する
- 経験を共有するとともに、具体的な事案における規制横断的な連携に関する法的・実務的課題に対処するため、他の規制当局との構造的な協力を促進する
- 関係する欧州データ保護会議の会合に他の規制当局を積極的に招待する

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com